

2023年10月26日

茨城県知事 大井川 和彦 様

日本共産党茨城県委員会
委員長 上野 高志
日本共産党茨城県議団
県議会議員 江尻 加那
日本共産党茨城県地方議員団

2024年度の県予算編成並びに施策にたいする重点要望書

物価高騰が暮らしと営業を直撃しています。日本共産党は、経済と暮らしを立て直すための「経済再生プラン」を発表し、①政治の責任で賃上げと待遇改善をすすめる、②消費税減税・インボイス中止、社会保障と教育の拡充、③気候危機打開、エネルギーと食料自給率の向上に取り組むことを提案しています。

世界では、戦争や紛争による惨禍と犠牲が後を絶たず、東アジアにおける軍事的緊張が高まるなど、平和が脅かされています。日本共産党は、憲法9条を生かした平和外交ビジョンに基づき、戦争の心配のない国際社会を求めています。

日本共産党茨城県委員会は、2020年から始まった新型コロナウイルス感染症への対策を求め、17回にわたり県に要請を行ってきました。また、県政運営について、常陸那珂港や霞ヶ浦導水事業などの大型公共事業を見直し、県民の暮らしや福祉、教育、営業と雇用を最優先にすすめるよう求めてきました。少子化対策の重要課題は安定した雇用と賃上げであり、県内でもクロネコヤマトパート労働者が解雇撤回求めて労働組合を結成するほか、国立医療労働者が32年ぶりのストライキを行って処遇改善を求めています。

東海第二原発の再稼働問題では、稼働から45年が経過し、広域避難計画は成り立たず、事故が起きれば県内及び首都圏に甚大な被害が及ぶとして、再稼働中止・廃炉を求めています。2020年の県民投票実施を求める直接請求では、日本共産党も署名活動に協力し、県議会で再稼働の是非を問う県民投票条例を可決するよう求めました。

県は、県民が希望をもって安心して暮らせるよう、切実な県民要望の実現に取り組まれることを求めます。

以上を踏まえ、2024年度の県予算編成と施策に対して315項目の重点要望を提出します。

目 次

【1】物価高騰から暮らしと営業を守る緊急対策	1
【2】暮らしを支える医療・福祉・子育て支援の充実	2
【3】子どもの個人の尊厳を尊重する教育、保護者の教育費負担の半減を	9
【4】中小企業支援を抜本的に強め、安定した雇用の拡大	12
【5】食料自給率の向上、農業資材の高騰に緊急支援を	13
【6】住民主体で安心・安全・魅力あるまちづくり	15
鉄道・地域公共交通	(16)
道路整備・交通安全	(16)
河川整備・治水対策	(19)
環境整備	(20)
住民主体のまちづくり	(20)
【7】気候危機打開に向けて、原発ゼロ、省エネ・再エネ推進を	20
【8】公共事業は防災・老朽化対策を柱に	21
【9】地方自治の本旨を発揮し、県民本位の県政を確立	22
【10】憲法を生かし、平和行政・基地問題に取り組む	23

【1】物価高騰からくらしと営業を守る緊急対策

長引く物価高で県民生活は困難を極めている。ガソリンや電気代・食料品などの高騰は、日々の暮らしやあらゆる営業活動、経済活動の足かせになっている。そうした県民負担を直接軽減する対策こそ必要である。

- (1) 消費税の緊急減税を行うよう国に求める。消費税をただちに5%に引き下げ、インボイス制度は廃止する。消費税納税困難事業者に対する減免措置を実施する。
- (2) 物価・原材料高騰対策として以下の対策を国に求める。
 - ① ガソリン税の課税と徴収を凍結する。
 - ② 飲食店、運輸業、中小製造業など事業用燃油の価格引き下げ補助を行う。
 - ③ コロナ対応融資（ゼロゼロ融資）を別枠債務にして、事業継続に必要な新規融資が受けられるようにする。
 - ④ 軽油引取税の課税免除措置の継続、恒久化を図る。
 - ⑤ 農業、漁業用の燃油価格を引き下げる。
 - ⑥ 小麦の政府売り渡し価格を引き下げる。10月から3年ぶりに11.1%引き下げられるが、依然として高い状態である。
 - ⑦ 急激な物価高騰に対応して生活保護基準を引き上げる。
- (3) 生活困窮者への対策として国に求めるとともに、交付金を活用して県独自に行う。
 - ① 国保税（料）、介護保険料、後期高齢者医療保険料の引き下げや、子どもの医療費助成制度（小児マル福）の完全無料化など、県民負担の軽減策を講じる。
 - ② 小中学校の給食費を無償化する。
 - ③ 住民税非課税世帯に限定せず、困窮者に対する給付金を拡大する。
 - ④ アルバイト収入が減少した学生等への生活支援給付を行う。
 - ⑤ 緊急福祉資金の特例貸付制度利用者に対する返済免除の要件緩和と返済期限を延長するよう国に求める。
 - ⑥ 住宅確保給付金の対象を拡大し、支給期間を延長するよう国に求める。
- (4) 憲法25条「生存権」に基づき社会保障を充実させる。
 - ① 年金の減額をストップするよう国に求める。
 - ② 後期高齢者の医療費窓口負担増を中止するよう国に求めるとともに、基金を活用して保険料を引き下げる。
- (5) 国に最低賃金を1500円に引き上げるよう求めるとともに、中小企業に対し社会保険料負担の軽減など賃金引上げの支援策をはかる。全国一律最低賃金制度を確立するよう国に求める。県はケア労働者の賃上げに補助する。
- (6) 女性活躍推進法に基づく情報公表制度で、県においても男女の賃金格差が公表された。同一労働同一賃金の原則を徹底して、男女の賃金格差の是正に向けた県計画を作成・公表するとともに、その履行に責任を持つ。

- (7) 新自由主義の政治のもと、行政改革の名で公務員削減と業務の民間委託が進められ、公務労働の現場で非正規雇用が広がっている。県は、消費生活相談員や婦人相談員など非正規職員の時給をただちに時給 1,500 円に引き上げる。
- (8) 公務の職場からジェンダー平等を促進し、ハラスメントを一掃する。
- (9) 過剰米の国による全量買い上げ、水田活用の直接支払い交付金に係る交付要件減額方針を見直し、肥料・配合飼料価格安定のための財政措置を新たに設けるよう国に求める。県が米を買い上げ、子ども食堂や困窮する学生へ支援する。
- (10) 円安を誘導し、輸入物価を引き上げる「異次元の金融緩和」政策からの抜本的転換をはかるよう国に求める。

【2】くらしを支える医療・福祉・子育て支援の充実

- (1) 高すぎる国民健康保険税を引き下げる。
 - ① 年金生活者や非正規労働者が多く加入する国保の「構造問題」解決に向け、国庫補助金を増額するとともに、1兆円の公費投入で国保税を引き下げるよう国に求める。
 - ② 国保世帯の人数にかかる「均等割」は、所得に関係なく賦課されるため国保税の重い負担となっている。均等割の廃止を国に求める。
 - ③ 県独自の保険料減免制度をつくる。
 - ④ 18歳までの均等割税に対し全額補助し、子どもの国保税をゼロにするとともに、国に制度化を求める。
 - ⑤ 「県国保運営方針」は6年毎の改定時期を迎え、11月には県国保運営協議会に諮問される。厚労省が6月に示した「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」では、保険料水準の統一を必須事項とし、法定外繰り入れ解消を努力義務としている。現行方針は、県内の「将来的な保険料水準の統一」を明記しているが、県民へのさらなる負担の押しつけは行わない。
 - ⑥ 保険者努力支援制度は、国が評価指標で採点し、県・市町村に交付金を補助する仕組みである。収納率向上や市町村の法定外繰入の削減・解消を推進するため、その進捗が進まない場合は交付金を削減するとしている。とくに法定外繰入は市町村の政策判断で行っており、その解消・削減を押しつけない。
 - ⑦ 国保税滞納者への制裁といえる短期保険証・資格証明書は交付しない。差し押さえなど強権的な取り立てをやめ、丁寧で親身な相談活動をおこなう。
 - ⑧ 国保法 44 条の規定にもとづく、生活困窮者の窓口負担（一部負担金）の減免を推進する。
 - ⑨ 国保事業納付算定に含まれていない市町村が実施する特定健診事業や、出産育児一時金等の費用への県補助を新設する。
 - ⑩ 傷病手当について、給与所得者だけでなく農業者や自営業など事業主も対象とする。
- (2) 後期高齢者医療制度の撤廃を求める
 - ① 24年度は後期高齢者医療保険料の改定時期にあたる。物価高騰が高齢者の生活

- を圧迫しているとき、基金を活用して窓口負担と保険料引き下げを行う。
- ② 高齢者を年齢で区切り、別枠の医療保険に強制的に囲い込み負担増と差別医療を押しつける後期高齢者医療制度は廃止し、元の老人保健制度に戻すよう国に求める。
 - ③ 短期保険証は発行しない。
- (3) マイナンバーカードの取得強制による健康保険証の廃止をやめ、現行の保険証を残すよう国に求める。カード取得はあくまで「任意」である。誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示される等、マイナカードでの受診によるトラブルが続出し、多くの県民が不安を抱えている。健康保険証が廃止されれば、マイナカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、命と健康が脅かされることになる。
- (4) 医師確保対策と地域医療をまもる。
- ① 茨城は医師数が不足しており、医師数の抜本増員を国に求める。
 - ② 茨城県は県立病院が少なく、公的医療を担う病院をはじめ地域医療を支える医療機関に県の支援を強める。医師・看護師養成数の抜本的増員を図る。医療従事者の過酷な長時間労働を是正するよう、医師数の大幅増員とともに、県として医療大学校新設を国に求める。
 - ③ 医師確保修学資金貸与制度の拡充を図る。医師数を全国平均にするため、医科大学新設を認めるよう国に求める。
 - ④ 医療体制の脆弱さがコロナ危機で明らかになったが、「地域医療構想」に基づく高度急性期・急性期病床の削減計画（2025年までに5千床減）や公立・公的病院の統廃合計画を見直す。
 - ⑤ 「医療費適正化計画」は都道府県に病床再編、後発医薬品の使用促進、給付費の効率化などを義務づけた。「適正化計画」が定める医療給付費の「目標」と、「地域医療構想」による病床削減、「国保運営方針」による国保の財政運営をリンクさせており、撤廃を国に求める。県は地域医療構想で「機械的な病床削減を求めない」としており、必要な医療体制の維持・拡充をはかる。
 - ⑥ 看護師を増員する。看護専門学校の定員増とともに、看護学生への修学資金貸与制度を拡充する。看護師の労働条件改善のための診療報酬改革を国に求める。
 - ⑦ 抑制されてきた診療報酬の増額を国に求める。
 - ⑧ がん治療を強める。死亡原因第1位のがんの予防・治療は、所得や地域にかかわらず早期発見・治療が受けられる体制を整備する。特に遅れている健康診断の受診率を上げる対策をおこなう。
 - ⑨ 茨城県メディカルセンターでの聴覚検診を継続する。
 - ⑩ コロナ対応として実施されてきた、介護事業所の施設内療養に対する補助金を継続・充実させる。
 - ⑪ コロナ感染後の後遺症、コロナワクチン接種後の体調不良（後遺症）への支援制度の改善と拡充を行う。希望する人への安全なワクチン接種をすすめるとともに、接種後に起こっている有害事象について、原因の徹底究明と幅広い補償・救済を国に求める。

(5) 保健所の体制強化と増設・拡充をすすめる。

- ① 感染症対策以外にも母子保健、自殺予防、難病・精神障害対策などを拡充強化するため、人口20万人に1カ所の保健所体制を構築するとともに、保健師の定員増を確実に推進する。30代、40代の保健師を増やす。
- ② 保健所の体制強化への財政支援を国に求める。

(6) 子どもの医療費助成を拡充する。

- ① 子ども医療費助成は、市町村の上乗せで、県内すべてで入院・外来とも高校3年生まで補助が広がっている。県制度は外来が小学6年生にとどまり、窓口負担も所得制限も残っている。県として18歳まで所得制限も窓口負担もない完全無料化をはかる。国に制度化を求める。
- ② 小学生以上や、妊産婦、重度障害者、ひとり親家庭の医療費助成市町村にたいする国庫負担減額のペナルティ全廃を引き続き国に求める。

(7) ひとり親・母子家庭への県の支援を強める。

(8) 児童手当・児童扶養手当、特別児童扶養手当への社会的支援を強める。

- ① 児童手当支給を18歳まで延長し、児童扶養手当の支給年齢を20未満まで拡大するよう国に求める。
- ② 児童手当は所得制限をなくすよう国に求める。2022年10月に廃止された一定所得世帯(1,200万円以上)の児童手当(月5,000円)を復活するよう国に求める。
- ③ 児童手当から学校給食費や保育料を徴収可能とした法改定の見直しを国に求める。
- ④ ひとり親家庭の命綱である児童扶養手当の支給額の抜本的な増額を国に求める。
- ⑤ 児童扶養手当の第2子以降への加算額を一律1万円に引き上げる。年6回の分割支給を毎月支給に改善するよう国に求める。
- ⑥ 公的年金と児童扶養手当の併用支給を認めるなど改善を国に求める。
- ⑦ 離婚後の子の養育費未払い問題解決のため、県による養育費の立替え払い制度などをつくとともに、国にも制度の創設を求める。

(9) 児童相談所、児童養護施設の拡充

- ① 県南地域の人口増を考慮し土浦児童相談所を分割するとともに、一時保護所を併設する。児童福祉司と児童心理士の抜本的な増員と専門性向上に向けた研修を充実する。
- ② 増え続ける児童虐待の防止対策のため、保育所や学校、病院、児童相談所、保健所、子育て支援センター、児童養護施設など子どもにかかわる専門機関の連携を強化する。
- ③ 児童相談所や児童福祉施設、小児病院や保健所、子育て支援センターなどが連携して、親への支援を強める。乳児院、児童養護施設などの職員配置の改善・増員と負担軽減、施設の改善、小規模化、家庭的養護をすすめる。
- ④ 児童養護施設や里親とともに暮らす子どもの教育、進学への支援を強めるとともに、18歳以上の継続措置を柔軟にすすめ、進学や就職への安定的な自立援助を保障する。
- ⑤ 里親制度をより使いやすい制度に改善し、相談、里親同士の相互交流、児童相談所や学校などとの連携を強化し、里親への支援を強める。

(10) 認可保育所を増設し待機児童を解消する。

- ① 幼児教育・保育の無償化は、消費税を財源とせず行う。0～2歳児の保育料を完全無償化する。給食費の主食・副食の無料化を国に求める。市町村の独自上乗せや負担軽減には県として支援する。
- ② 県独自の多子世帯の保育料負担軽減事業をさらに拡充する。
- ③ 認可保育所を増設し、潜在的待機児童を含めゼロにする。地域の保育ニーズや潜在的待機児童の実態を正確に把握し、保育所整備計画に反映させる。とくに0～2歳児の定員を増やす。
- ④ 公立保育所に対する新たな財政支援制度を創設し、保育所の新設・建て替えや分園の配置・改修への補助、運営費の国庫負担分の復活などを行うよう国に求める。県独自の支援制度を創設する。
- ⑤ 保育士の配置基準の抜本的引き上げを直ちに実施するよう国に求める。政府は「こども未来戦略方針」において、「1歳児及び4・5歳児の職員配置基準を、1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善する」とした。公定価格の加算による対応ではなく、法令改正によって一刻も早く実施する。
- ⑥ 保育士の賃金を全産業並みに引き上げる等、処遇改善をさらにすすめる。保育士の専門性に見合った賃金に引き上げ、保育士確保のための県独自の給与上乗せ補助を実施する。保育士以外の職員に対する処遇改善もおこなう。保育士の研修や仕事の準備、事務の時間確保ができる運営費に改善するよう国に求める。
- ⑦ 病児保育は、子どもが病気になった時に保護者に代わって保育士又は看護師が一時的に保育、看護する事業であるが、職員確保と運営を安定させるため定員に対して支援をする。子どもが幼児保育無償化の対象である場合は、病児保育も無償化する。病児保育を担う保育士又は看護師の処遇改善を進める。利用者負担を軽減するため、国や県の支援を拡充する。
- ⑧ 障害児や発達障害児の保育に対する県補助を創設し、市町村補助の格差を是正する。
- ⑨ 小規模保育園や企業主導型保育所、認可外保育施設は、国が示す指導監督基準によって「保育の質」の担保が義務づけられており、早急な達成を指導する。重大事故の再発を防止し、行政指導を行ってもなお指導監督基準を満たさない施設は改善勧告や施設名公表等の行政処分を迅速に行う。すべての施設が基準を満たせるよう、認可外保育施設の保育士配置や施設整備に必要な財政支援を行う。

(11) 学童保育の増設と保育内容の拡充をはかる。

- ① 共働き世帯やひとり親家庭が増えており、子どもたちが放課後を安全に安心して過ごせる学童保育を増設し、待機児童を解消する。入所要件を満たすすべての子どもが利用でき、毎日の生活の場にふさわしい安全で楽しい施設・設備に改善する。
- ② 学童保育の増設、施設の改善・拡充、高学年児童や障害児の受け入れ等、市町村まかせで施設・運営面での自治体間格差が広がっている。法改定で対象が小学6年生まで拡大されたが、施設や指導員の不足を理由に利用が制限されている。希望者全員を受け

入れられるよう増設する。障害児の受け入れについて、国の交付金に加え、県の補助制度を創設する。

- ③ 指導員を複数配置し、有資格者の配置を『従うべき』基準に戻すなど処遇改善へ支援策を強める。国の処遇改善事業や給与改善事業の積極的活用を市町村に働きかける。放課後児童支援員認定資格研修を受講しやすいよう、研修回数と場所の増加、参加枠の拡大をはかる。
 - ④ 国基準は1施設が概ね40人以下であり、71人以上の大規模施設の分割を早期にすすめる。
 - ⑤ 利用料の軽減にたいする県補助を実施し、低所得世帯やひとり親家庭、多子世帯の学童保育料の負担を軽減する。
 - ⑥ 放課後デイサービスについて、子どもの遊びと生活を保障する放課後活動が可能となる専門的力量をもった正規職員配置を保障できるよう、基本報酬の抜本引き上げを国に求める。
 - ⑦ すべての子どもを対象とした「放課後子ども教室」と「学童保育」は一体化ではなく、それぞれ充実させ連携強化をはかる。
 - ⑧ 水戸市では市の負担と予算縮小のため、民間委託が進められ、児童の保育環境の悪化、支援員の待遇悪化など大きな弊害がでている。自治体間の格差なく学童保育が実施されるよう、施設の基準や支援員の配置基準を法令で定め、その実施のための財政支援は国の責任で行うよう求める。
 - ⑨ 放課後学級と学校（教育委員会）との連携を密にする。民間委託化などで、校内にありながら学校との関係・連携が不明確になっている現状がある。水戸市では、学校は教育委員会、放課後学級は子ども部と、所管が分かれており、連携・協働が機能していない。また、学校と教室で、個々の児童の情報共有が必要であるが、民間委託化により児童のデリケートな個人情報等が守れない危惧もある。
 - ⑩ 放課後学級の施設整備への補助拡充を求める。安心・安全な環境とするため専用教室が必要である。代用教室・プレハブ教室が多く、老朽化がすすみ必要な補修改修がされていない教室も多いのが実態である。さらに、教室不足で定員以上に児童が詰め込まれている。設置基準の策定、および環境整備のための補助金が必要である。
- (12) 安心して利用できる介護保険へ改善する。
- ① 社会保障予算を大幅に増やし、必要な時に必要な介護が保障されるよう、介護保険料。利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的見直しと財政支援を国に求める。
 - ② 第9期介護保険事業計画策定にあたり、介護保険料の引き上げは行わない。
 - ③ 利用料・保険料の県独自の減免制度をつくる。
 - ④ 介護保険料滞納者への差し押さえ処分は行わない。
 - ⑤ 要支援1・2の訪問・通所介護を保険給付に戻し、利用料2割負担の対象拡大、要介護1・2の保険給付はずし（総合事業への移行）を行わないよう国に求める。軽度者への

- 訪問・通所介護や福祉用具の利用制限など介護の取り上げを行わないよう国に求める。
- ⑥ 介護保険補足給付（ホテルコスト・食費軽減）対象者への「預貯金」「遺族年金・障害者年金受給」の写しを提示するなど対象要件を廃止する。
 - ⑦ 特別養護老人ホームを増設し、待機者をなくす。特別養護老人ホームの入所対象者を要介護3以上とする規定を見直し、入所希望者の受け入れ体制をつくる。
 - ⑧ 特養ホームや老健施設の職員配置基準を見直し実態に合うよう増やす。
 - ⑨ 介護職員の処遇改善へ、介護報酬の大幅引き上げを国に求めるとともに、県独自の補助制度を創設する。保険料・利用料に連動させることなく、介護・福祉労働者の賃金アップを図るため、国費による賃金引き上げの仕組みをつくるよう国に求める。
 - ⑩ ケアプラン有料化は行わない。ケアプランの報酬体系を見直し、ケアマネージャーの独立性を保障するケアマネジメント報酬へ引き上げるよう国に求める。福祉用具利用のみのケアプランの報酬引き上げを行う。
 - ⑪ 介護初任者研修資格取得の支援体制を強化する。
 - ⑫ 介護職をめざす若者に給付制の奨学金制度を確立する。介護資格取得貸付制度は給付制にする。
 - ⑬ 介護保険における福祉用具貸与は、利用料の自己負担算出を日割りにするよう国に求める。
- (13) 必要な人すべてが受けられる生活保護制度の確立
- ① 「生活保護申請は国民の権利」であることを県として市町村に周知徹底し、必要なすべての人が利用できるようにする。
 - ② 速やかに生活保護が受給できるよう申請手続きの簡素化を求めている国通達を市町村に徹底する。生活保護制度の周知徹底をはかる。広報紙などで制度の内容や手続きを知らせる。窓口に来た人に申請書を速やかに渡し受け付ける。そのうえで生活状況を調査する。
 - ③ 福祉施策全般を後退させる生活保護基準の引き下げは行わない。政府は生活保護制度を改悪し、母子加算や0～2歳時の児童養育費の加算を削減している。子育て支援に逆行する施策の中止を国に求める。老齢加算は復活させる。
 - ④ 要保護児童の教育費の一時扶助—生活保護手帳（2022年度版）P331 には、一時扶助の対象として、「副読本的図書、ワークブック、和洋辞典及び楽器であること」とあるため、学校から指定されるそれ以外の教材等が一時扶助の対象にならない。現状との乖離があるため、文章の最後に「等」を加えれば、自治体の判断で支給範囲を決められる。
 - ⑤ 2018年4月以前の生活保護受給者について、エアコン設置補助を支給する。電気代として夏季加算を創設する。
 - ⑥ 扶養照会について、2021年3月30日に厚労省は生活保護の要否判定の要件ではないと認めて事務連絡と課長通知を発出しており、市町村に対して周知徹底する。
 - ⑦ 生活保護のケースワーカー職員を増員する。

- ⑧ 実態に即して車の保有を認める。特に母子家庭の保育所送迎や障害者の通院などに配慮する。
- (14) 障害児・者、医療的ケア児、難病者と家族への支援を拡充する。
- ① 茨城県立あすなろの郷は、障害者の権利と生活を保障する立場に立ち、入所希望者・待機者が速やかに全員入所できるよう定員や施設を整備する。施設を管理運営する社会福祉事業団について、県は2023年10月から民営化して職員派遣も運営費補助もなくしてしまったが、施設の運営管理や事業団職員の待遇改善に県の責任を果たす。
 - ② 障害者が地域で自立した生活ができるよう、身近な所にケアホーム・ショートステイ、グループ入所施設の増設をはかる。重度障害者入所施設を増設する。
 - ③ 重度心身障害児や医療的ケア児とその家族への支援を強める。重症心身障害児を受け入れる医療機関、通所施設への人的、財政的な支援策として、看護師や機能訓練士の確保を支援する。医療的ケア児に対応するショートステイやレスパイト事業を提供する医療型児童発達支援センターを設置する。地域毎の偏在解消、特に県南地域への新設をすすめる。親の付き添いなく保育・教育が受けられるよう看護師等の確保・配置をすすめる。
 - ④ 障害者施設で働く職員の処遇改善を国に求める。
 - ⑤ 停電時に在宅で人工呼吸器等を稼働する発電機の購入費補助について、すべての市町村で実施するよう働きかける。
 - ⑥ 障害者手帳1、2級所持者の自宅改造のためのリフォーム補助制度を創設する。住宅備品は下肢障害、養育手帳Aなどに限られている。
 - ⑦ 24時間365日対応できる精神科一般救急医療体制を早急に整備する。
 - ⑧ 精神障害者の医療費助成をさらに拡充する。福祉手帳の1級にととまらず、2級所持者まで拡大する。
 - ⑨ 難病患者の医療費助成は無料に戻し、特定疾患の指定拡充を国に求める。県の独自補助を創設する。
 - ⑩ 加齢性難聴者への補聴器購入助成制度を創設するとともに、保険適用化、公的補助を国に求める。
 - ⑪ 脳脊髄液減少症患者の実態把握を行うとともに、専門医確保など医療提供と支援体制を構築する。
 - ⑫ 県総合福祉会館の第2駐車場を近くに確保する。
 - ⑬ 障害者や高齢者などを災害時に受け入れる「福祉避難所」指定施設は2次避難所となるが、車椅子利用者などが複数回移動することがないように必要な体制を整備する。
 - ⑭ 障害児福祉手当の支給要件の緩和を国に求める。「人工内耳によって音声を全く識別できない状態ではない」と判断されると、障害児福祉手当の対象ではなくなり、月15,220円、年182,640円が支給されなくなる。その補完として、月5,000円の市特別障害児福祉手当が支給されるが、年10万円の減となってしまう。人工内耳の子どもを育てるために、医療機関に頻繁に通い、療育のために仕事もままならない状況は

変わらない。人工内耳を装着しても、障害児福祉手当の対象にする。

(15) 動物愛護をさらに推進する。

- ① 県動物指導センターについて直ちに収容スペースを拡張し、人員を拡充して飼養環境を改善する。老朽化した建物を早急に建て替えるとともに、保護・譲渡を推進する「動物愛護センター」に改変する。
- ② 「茨城県犬猫殺処分ゼロをめざす条例」実現に取組を促進する。動物愛護団体や県獣医師会とも協力し、里親探しや県営の一時保護所（シェルター）を複数箇所設置する。負傷動物の受入れは県動物指導センターと県内約100ヶ所の指定病院以外の動物病院でも受け入れるようにする。
- ③ 「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」の野犬掃討に薬物を使用することができる条項は削除する。
- ④ 動物虐待への対応の強化および迅速化のため、ガイドラインを警察および市町村に周知徹底する。虐待案件への行政対応がきちんと行われないうえに解決できずに、民間ボランティアなどが危害を被る事案も発生している。
- ⑤ 飼養管理基準は行政収容施設にも適用させる。茨城県動物指導センターでは、大部屋に20頭以上もつめこむ過密収容となり、適正な使用管理ができていない。
- ⑥ 負傷動物の収容については、行政の収容施設に医療機器・獣医が不足しているため、収容・治療ができない現状を解決する。
- ⑦ 収容動物および殺処分を減らすために、所有者の明示・終生飼養の義務についての啓発事業を積極的に行う。飼い主不明の収容動物があとを絶たない状況にある。また、迷い犬猫は、県収容施設に送る前に、各市町村単位で一時収容し返還できる態勢とするよう、市町村の責任も明確化する。1県1か所の収容施設では返還も譲渡も進まない現状にあり、市町村が県に丸投げして改善に向かわない現実がある。

(16) 被爆者援護の適用対象が被爆者本人に限られている。被爆2世等の健康被害が深刻に表れており、被爆者と同等の援護を実現する法改正とともに全国の実態把握を行うよう国に求める。

【3】子どもの個人の尊厳を尊重する教育、保護者の教育費負担の半減

- (1) 子どもの個人の尊厳を尊重した、子どもの声にていねいに応える教育でこそ豊かな育ちにつながる。一人ひとりに目が届く教育条件と、子どもの状態に応じた教育をすすめられる自主性を尊重した実践が欠かせない。過度の競争と管理を教育に持ち込むという教育政策を改める。30人以下学級を推進する。
- (2) 「いじめ・体罰・不適切指導」から子どもの命と人権を守る。学校での対応として、①いじめへの対応を後回しにしない命最優先の原則の確立、②教職員・保護者の情報共有を重視、③子どもの自主性を高めていじめをとめる人間関係をつくる、④被害者の安全を確保し、加害者への厳正で適切な対応、⑤被害者家族の真相を知る権利を尊重して情報を隠さない。

- (3) 不登校を本人や家庭の責任とする風潮を改め、学校強制でない教育の権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場から、①子どもと親が安心して相談できる窓口の拡充、②子どもの居場所として、学校復帰を前提としない公的な施設の拡充、③学校以外のさまざまな学びの場（フリースクール、フリースペースなど）や親の会などへの公的な支援をさらに拡充する。校内フリースクールを設置した場合、支援員の人件費や運営費などを補助する。
- (4) スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを正規職員として学校に常駐させ、支援を拡充する。
- (5) 教職員の長時間労働を改善する。
- ① 給特法の改正、教員の残業代不支給規定の削除と残業時間の規制を国に求め、教員の定数増を図る。
 - ② 労働時間把握と健康管理を行う。
 - ③ 教員不足、未配置を解消する。定数内の臨採をやめ、正規教員を配置する。
 - ④ 専門職としての尊重、自律性や自主的研修などを重視し、保障する。
 - ⑤ 非正規教職員について、低い給与を引き上げるとともに、フルタイム教員は基本的に正規雇用とする。
 - ⑥ 地域部活動事業について、人材確保や受け皿づくりは県の責任で行うとともに、事業費を保護者負担にしない。
- (6) 学校の統廃合は、子どもの教育環境や地域コミュニティに大きな影響を与え、地域の教育力の衰退、子どもの長時間通学、災害時の安全確保などでもデメリットがある。一方的な統廃合ではなく、小規模校を地域に残し充実した教育実践をすすめる。
- (7) ICT教育によるタブレットの日常的な使用は、近視やネット依存などの健康被害が心配されるため、子どもの発達と健康を第一に考えて対応する。子どもの個人情報保護を厳正に行う。
- (8) 校舎や施設の老朽化対策は急務であり、学校施設整備の予算を増額する。
- ① 特別教室や体育館へのエアコン設置、トイレの洋式化等の改善を早急にすすめる。
 - ② 学校の非構造部材(天井材、内外装材、照明器具等)の耐震化を実施するとともに、避難所として必要な水や燃料、毛布などの整備を進める。
 - ③ 学校施設の改修、大規模改造への財政支援を拡充するよう国に求める。
 - ④ 県立高校のエアコン設置使用料の保護者負担を廃止し、公費負担とする。
- (9) 学校給食の無償化をはかる。
- (10) 学校給食は地元産の食材、国産小麦や有機農産物の食材使用を拡大するよう努力する。給食パン、米飯、麺など主食の安定供給を図るための取組を推進する。パン小麦にグリホサートなどの有害な農薬を使用しない。
- (11) 義務教育で残されている制服や副教材、部活動費など保護者負担を軽減するよう支援する。スクールバス無料化が実施・継続できるよう、県や国の補助制度を恒久化する。
- (12) 公立図書館を充実させるとともに、学校図書室に1名の専任司書を配置し、子どもた

ちに豊かな読書や知る喜びを保障し、教師には豊かな授業展開のための情報や資料の提供を可能とする。学校図書館の司書配置について、非正規職員の割合が高く、採用要件等も自治体によって差がある。学校司書の身分や勤務条件等の整備に必要な予算措置を講じる。

- (13) 就学援助の国庫負担制度をもとに戻すよう国に求めるとともに、市町村の実施状況を把握する。援助対象を生活保護基準×1.5 倍まで広げ、支給額の増額や援助内容を拡充するとともに、利用しやすい制度に改善する。
- (14) 高校教育の無償化を進めるために、私立高校の施設設備費をふくむ学費無償化や就学支援金の夫婦所得 590 万円未満の上限を広げ、所得制限の撤廃をはかる。私学助成について「建学の精神」を尊重し、学校評価を助成の交付要件にしている県の方針を見直す。
- (15) 貸与型奨学金は無利子とし、給付型奨学金として県制度を創設する。
- (16) つくば市内の中学卒業者は引き続き増加しており、つくば市内に県立高校を増設する。
- (17) 並木中等教育学校や土浦一高附属中学校新設による県立中高一貫校の開設は、県立高校の入学者定員を減らし中学受験等の競争を助長している。中高一貫校の「校長選考試験」は見直す。
- (18) 私立高校の施設設備を含む無償化をすすめる。
- (19) 県立高校の40人学級を是正し少人数教育に踏み出す。
- (20) 特別支援教育を充実する。
 - ① 必要なすべての子どもに個別の教育支援計画を作成し、個別指導に活用する。
 - ② 教室・教員不足の早期解消をはかる。
 - ③ 過密化、老朽化、長時間通学を解消するため学校の増設をはかる。
 - ④ 学級定数を8人から6人に改善し教員を増やす。
 - ⑤ 発達障害児に必要な通級指導教室(LD等)の中学校における通級指導教室の設置が遅れている。潜在的ニーズを明らかにして教室への財政支援と専門教員を増やす。
- (21) 支援員の配置基準の改善を求める。発達障害児など特別な支援を必要とする児童が増えており、現在の配置基準では対応できない現状がある。水戸市では、支援員がケガを負うなど教室内での事故も起きている。人数の基準引き上げに加え、要配慮児童への専門的知識・経験のある支援員の常時配置が不可欠である。
- (22) 高校において専門的支援員を配置するなど特別支援教育の体制を確立する。インクルーシブ教育の合意形成をはかり、小規模分散の地域密着型の学校とする。
- (23) 神栖特別支援学校の新設にあたり、知的障害児とともに肢体不自由児を受け入れる併設型の施設や整備、教員配置を行う。保護者や関係者の意見を丁寧に聞きとり、設計と学校運営に反映させる。
- (24) 特別支援学校の設置基準が策定されたが、1校あたり150~200人程度の児童生徒数や学級数の上限明記、通学時間は1時間以内とするなどの具体的基準が示されず、過密解消に直結していない。設置基準を踏まえ、既存校の面積基準未充足を一刻も早く解消する。

- (25) 外国人の子どもへの教育条件として、公立学校への受け入れ体制の整備、外国人学校の支援、日本語教室設置、公立高校への入学資格の改善など在外外国人の子どもの教育を保障する。
- (26) 公立夜間中学の開設をさらに推進するため、教員配置と研修保障、日本語指導教員等の配置、バリアフリー化をはかる。
- (27) 学校の女子トイレ個室に生理用品を設置する。
- (28) 性的マイノリティ（LGBT）の子どもへの配慮をすすめる、「児童生徒が自認する性別の制服・体操着・髪型などを認める」、「着替えの別室利用を認める」、「修学旅行の宿泊部屋や入浴に配慮する」等の具体的取り組みを行うとともに、研修や授業で教職員や子どもたちの理解をすすめる。
- (29) 県立の高校・中高一貫校・特別支援学校、看護専門学校、産業技術専門学院、短大、医療大学、県立農業大学校、笠間陶芸大学校など、県教育機関等の学費について支払猶予を積極的に進めるとともに、収入減で学業の継続が困難な学生への学費減免を拡大する。
- (30) すべての学生を対象に、大学・短大・専門学校の授業料を半額に引き下げ、段階的に無償化をはかるよう国に求める。入学金制度を廃止する。貸与型奨学金は無利子とし、低所得者を対象にした給付型奨学金制度を拡充し、必要な学生が利用できるよう求める。県独自の給付型奨学金を大幅に拡充する。休学や卒業延期をした学生の学費補助などコロナ対策の支援を強化する。

【4】 中小企業支援を抜本的に強め、安定した雇用の拡大

- (1) 物価高騰対策として緊急に消費税を5%に引き下げ、インボイス制度は直ちに廃止するよう国に求める。
- (2) 本県の最低賃金は、10月改定で時給953円（前年比42円増）となったが、あらゆる物価が高騰している中で、まったく不十分である。ただちに1500円に引き上げるよう国に強く求める。中小企業の社会保険料負担を軽減し賃上げを支援する。
- (3) コロナ対応融資（ゼロゼロ融資）を別枠債務にして、事業継続に必要な新規融資が受けられるようにする。
- (4) 商店（街）の営業継続・再生への支援制度を拡充する。地元業者発注を基本とした「住宅・店舗リフォーム助成制度」を創設する。
- (5) 中小企業振興を制度化する基本条例を制定（現条例の拡充）し、県内中小企業の振興策をはかり具体的に推進する。
- (6) 職場においてジェンダー平等の促進と、同一労働同一賃金を実現するとともに、あらゆるハラスメントを防止する取り組みを強化する。
- (7) 所得税法56条を改正し、家族従業者の働き分が正当評価されるよう国に求める。

- (8) 県や市町村、民間企業の障害者法定雇用率の厳守を徹底し、さらに法定雇用率を引き上げる。定着支援を適切におこなうためにジョブコーチ（職場適応援助者）を増員する。
- (9) 高齢者の労働条件と権利を守る。シルバー人材センターを利用した低賃金で劣悪な雇用を改善し、最低賃金や労働条件、労働災害補償など労働法を適用する。外郭団体や社会福祉協議会などにおいて、再任用制度を保障する。
- (10) 中小企業の事業承継や人材雇用・育成支援を強化する。就職した若者の奨学金返還を助けている中小企業に対して県補助制度を創設する。
- (11) 高校生が、アルバイトや仕事に必要な労働法制の基礎知識を身に付けられるよう支援する。高校生に配布する冊子に、「無期転換ルール」「残業時間の上限規制」についても追加して記述する。
- (12) 外国人労働者に人間らしい生活を保障するため、外国人材支援センターでの生活全般に係るワンストップ相談を推進するとともに、すべての市町村で日本語教室や総合相談を実施できるよう支援する。技能実習とは名ばかりの安価な労働力とされ、強制労働、低賃金、高額の保証金や違約金、強制帰国、セクハラなどの人権侵害を防止する取り組みを強化する。

【5】食料自給率の向上、農業資材の高騰に緊急支援を

- (1) 異常気象による生産の不安定化や穀物の燃料向け需要の増大などで、食料はいつでも輸入できる状況ではなくなっている。大半を輸入に依存する肥料、飼料、燃油、タネなど資材価格が急騰し、農業生産を直撃している。農林水産予算を思い切って増額し、家族農林漁業を応援する。
- (2) 「食料・農業・農村基本法」の見直しに当たって、38%と低い水準にとどまる食料自給率向上を国の農政の基本とする。輸入自由化路線を転換して食料主権の回復を柱に、価格保障や所得保障など大多数の農家が安心して増産に励める条件整備を国に要請する。農産物を大量輸入する農政を進めながら、有事の際に「花農家に芋を作るよう命令」することは本末転倒であり、自給率を高める政策に転換する。
- (3) 本県農家の9割以上は小規模家族農業である。高齢化によって担い手の減少が加速し、農地の減少と荒廃も広がり、存続の危ぶまれる集落も少なくない。効率優先の農政を根本から転換し、環境負荷低減の担い手である家族農業を中心に、持続可能な農業と農山村を再生する。
- (4) 10月から始まったインボイス制度は、多くの農家が免税業者といわれるなか、死活問題となっている。インボイス制度はただちに中止する。
- (5) 米価は昨年比で概算金が上がっているとはいえ、肥料など価格高騰しているもとで、生産費を下回る水準であることに変わりはない。今夏の高温と水不足、6月初旬と9月中

旬の大雨で野菜にも米にも大きな影響が出ている。1等米が少なく、2等と3等が多く、規格外も出ており、稲作農家にとっては大打撃である。酷暑による収量減や品質低下への支援策を求める。

- (6) 食料米の低価格対策に、県独自補助を実施する。国に抜本的な価格対策を求める。
- (7) 水田での主食用米以外の増産に力を入れる農家から、制度の打ち切りに怒りが広がっている。国に継続を求めるとともに、飼料用稲の生産拡大、水田の乾田化・汎用化とあわせて、麦・大豆・飼料作物などの増産にとりくむ農家を支援する。主食用米との収益性の格差を是正するため、水田活用交付金を拡充する。
- (8) 価格暴落や災害に見舞われた経営を下支えするための収入保険制度は、対象を青色申告者に限ったうえ、価格下落が続けば、基準収入も下がり、加入者の安心を保障するものとは言えない。対象の限定をやめ、農業者の保険料負担を軽減し、基準となる収入も生産コストと関連させるなどの改善をはかる。
- (9) 新規参入者への独自の支援策を強め、営農定着までの生活費の支援、研修・教育機関の整備、農地や住宅、資金、販路の確保などに国・自治体・農業団体などが一体となった総合的な支援体制を確立する。就農希望者を雇用する大規模経営や団体を支援し、雇用の面からも就農を広げる。経営規模の大小や専業・兼業の別、家族・法人などの経営形態を問わず、農業に関わる多様な人すべてを大事な担い手として位置づけ支援する。「農業次世代人材投資事業」や「農の雇用事業」に対する県予算を拡充する。
- (10) 大規模経営や集落営農が離農者の農地を預かって耕作し、地域農業を支えている役割が継続できるよう農業機械・施設の導入・更新などへの助成、リース制度の拡充、土地改良負担を軽減する。
- (11) 国の種苗法改正案にたいし、自家増殖を農民の権利として認め、農民に新たな負担を強いることがないように、国に強く求める。
- (12) 飼料・肥料を輸入に頼る日本は、世界的な高騰と不足の事態にみまわれている。廃棄物とされた生産農家の加重負担になっていた干し芋残渣などの積極活用などを推進補助し、肥料など農業資材の高騰に、県補助を実施する。水戸市は畜産農家に対し飼料高騰対策として、今年度は1トンあたり8000円を助成して喜ばれている。鉾田市でも、物価高騰の影響を受ける市内の農林水産業者を対象に、動力光熱費・農薬衛生費高騰対策事業を実施している。このような直接支援こそ求められている。
- (13) 有機農業を拡大するため、有機農法の習得・転換に必要な研修、収益の不安定期への手厚い所得補償、農業高校・大学・研究機関での研究・教育などを支援する。学校・保育園・幼稚園等の給食の食材に有機農作物を提供する。
- (14) 豚熱の蔓延、鳥インフルエンザの発生防止に万全を期す。家畜感染症の発生の影響を最小限にとどめるよう監視体制を強める。豚熱のワクチン接種や飼養衛生管理の施設整備費を支援するとともに、被害農家には経営再開に向けて万全の補償を行う。
- (15) イノシシ等鳥獣被害対策を強める。電気柵やわなの設置費に100%補助を実施する

など、農家や自治体の取り組み、駆除に参加する猟友会員を支援する。イノシシの抜本的・総合的な駆除対策をすすめる。

- (16) 森林病虫害のカシノナガキクイムシ（通称：カシナガ）によるコナラの枯死（通称：ナラ枯れ）が確認されている。対策を速やかに行う。
- (17) 木材価格が高騰するなか、県産材の安定供給体制を確立するため、輸入依存度の高い横架材（梁、桁）の国産材利用に向けた技術開発や販路拡大への支援をはかる。学校や公営住宅など、公共事業への県産材利用促進を積極的に進める。「木づかい」事業の対象件数や予算額を増やし、要件を満たす申請者すべてに補助を実施する。
- (18) 沿岸漁業者の経営安定と地域・魚種の特徴にあった資源管理をすすめ、水産物の安定供給と漁村地域の再生をはかる。漁業者の所得補償や販路の確保、地産地消の推進、水産加工の振興に取り組む。後継者対策や人材育成総合支援の制度について、若手が担える漁業にむけて対象要件の拡大や家賃を含めた補助額の引き上げなどを実施し、制度の活用を拡大する。

【6】住民主体で安心・安全・魅力あるまちづくり

- (1) 日立市諏訪町に建設する新産業廃棄物最終処分場の整備について、自然災害等に対する危険性や生活・自然環境への悪影響から強い反対意見が出されており計画を中止する。新規搬入道路は120億円かかるとしているが、民間事業者が排出する産廃は、民間の責任で適正処分することが原則であり、多額の県費投入は認められない。
- (2) 県水道ビジョンが示した「1県1水道」方針は、事業統合による料金の引き上げとともに、市町村の持つ自己水源を放棄させ、県水に切り換えさせることがねらいである。過大な水開発のツケを市町村に押し付けることはやめる。水道料金の引き下げ要望に応え、各市町村・企業団ごとの契約水量を実態に見合うものに見直す。人口推計を過大に見積もった当時の施設計画を見直し、霞ヶ浦導水事業などのムダな水源開発から撤退する
- (3) 市町村の水道施設・水道管の耐震化等の取り組みに対して、国補助に該当しない市町村を含めて県独自補助を実施するなど、災害に強い水道整備を推進する。
- (4) 県営住宅について、入居の際の連帯保証人制度を廃止する。風呂釜の設置は半数以下であり、入居者負担とせずに速やかに設置する。家賃減免対象者に適切に減免申請を促し、滞納を未然に防ぐ。滞納者には、生活実態にみあった分割納付を丁寧にすすめ、強制退去に追い込まない。入居条件のうち「県内居住、または勤務先があること」を削除する。建物や設備の老朽化に対し迅速に補修を行う。樹木や遊具等の適正管理につとめ、快適な住環境を維持する。
- (5) 市町村との連携で県営・公営住宅の拡充・家賃補助制度を創設する。
- (6) 県民や観光客が利用する県有施設のバリアフリー化をすすめる。各施設のトイレの改

修・洋式化を早急に実施する。「IBARAKI FREE Wi-Fi」のエリアを拡充し、施設内の会議室や研修室でも使用可能とする。

- (7) いばらき文化振興財団が管理する県民文化センターについて、大ホールの大規模改修を含めた施設や設備の改修を実施する。アクアワールド大洗水族館について、入場料を引き下げる。とくに小・中学生の入場料を500円程度に引き下げ、家族連れ来館者の負担を軽減する。

1. 鉄道・地域公共交通

- (1) 市町村が実施するコミュニティーバスや乗合デマンドタクシーの地域公共交通は、年間320万人に利用する重要な交通手段である。年間運行経費(約36億円)に対して運賃収入は15%程度である。安くて便利な地域公共交通を維持拡充することは、広域行政を担う県の重要な役割である。市町村への財政支援を行う。
- (2) 地域公共交通を発展・維持するため、運営する市町村やNPO等への補助を拡充する。行政区を超えて相互乗り入れ運行ができるよう関係者の連携を促進する。
- (3) 高齢化率が4割を超える利根町において、高齢者の移動手段の確保は喫緊の問題である。利根町のバスは無料の福祉バスであり、地域公共交通確保維持改善事業の補助対象外である。無料の福祉バスも補助対象とするよう拡充を国に求める。
- (4) 高齢者などが運転免許証自主返納サポート事業を受けやすくするために、現行有料(1,100円)の「運転経歴証明書」を無料で交付できるよう財政措置を行う。高齢ドライバーの運転免許証自主返納にたいする優遇制度をすべての市町村で実施するとともに、1回限りでおわらせることなく継続的支援に拡充する。
- (5) 鉄道の安全対策や利便性向上を促進する。
- ① バリアフリー化を各鉄道各社に求める。ホームドアの設置、点字ブロックや音声案内装置の設置等、安全対策を義務付けるよう国に求める。
 - ② 精神障害者2級者も鉄道運賃割引が適用されるよう求める。
 - ③ つくばエクスプレスの通学定期券をJR並みに引き下げよう要請する。

2. 道路整備・交通安全

- (1) 道路維持予算を抜本的に引き上げる。県道の改修、信号機の設置、歩道整備、歩道橋の補修、樹木の剪定や路肩・中央分離帯などの草刈りを定期的に行い、安全な道路づくりをすすめる。通学路の安全対策への補助を拡充する。誘導線(センターライン、停止線等)、横断歩道等が薄く、消えている部分もあり道路の劣化防止に予算を取り対応する。横断歩道の設置基準を示すとともに、住宅地内で交通量が多い危険箇所が調査して設置する。

(水戸市内の道路要求)

- ①水戸市元吉田町・都市計画道路3・3・2号線について
 - ・市道・浜田6号線との交差点(百樹園西側)および市道・浜田177号線との元吉田東交差点(ツルハドラッグ東側T字路)に、歩行者用押ボタン式信号に加えて車用の信号を

設置すること。整備された酒門工区に街路灯を設置する。

- ・元吉田交差点の東西方向に右折指示信号を追加する。右折レーンはあるが右折指示がない。交通量も増加して、右折時に直進車が見えづらいため事故も起きている。

(つくば市内の道路要求)

- ① 354号バイパスを早期に開通する。特に上萱丸交差点付近やみどりの駅周辺は道路渋滞が激しくなっている。
- ② 中根金田開発地を南北に走る道路を土浦学園線まで延長する。
- ③ 高崎十字路に右折レーンを設置する。通勤通学時間帯は混んでいる。
- ④ 県道藤沢荒川沖線のあおば台幼稚園から花室川を越え、セブンイレブンまでの道路に歩道を設置する。
- ⑤ 県道土浦坂東線の土浦タクシー営業所～九重橋付近まで歩道を設置する。
- ⑥ 桜南小学校に通じる道路に歩道を設置する。子どもの登下校時が危険である。
- ⑦ みどりの南地区に小中学校が新設予定であり、高速道路付近（南側）に防音壁を設置するよう、高速道路会社に要請する。
- ⑧ 東大通りは街路樹により歩道に凹凸があるので改修する。

(つくば市内の交番設置、信号機設置)

- ① みどりの地区内に交番を設置する。
- ② 流星台地区のZOZOTOWN付近T字路交差点。
- ③ みどりの南ダンロップ付近の交差点。
- ④ つくば市役所の東側、セブンイレブンのある交差点。
- ⑤ 島名東の交差点の信号に矢印信号をつける。
- ⑥ 万博公園駅北東の信号機に右折信号をつける。
- ⑦ みどりの中央77、及び74の交差点に感應式信号機。
- ⑧ 歩車分離式信号への変更要望が出ている交差点。
 - ・みどりの2丁目、125号線バイパスの桂不動産のある信号機。
 - ・みどりの駅東口とみどりの学園間にある信号機。
 - ・みどりの中央40、50付近、ヤックスドラック前の信号機。
 - ・研究学園駅周辺地域の信号機。
- ⑨ つくばメディカルセンター近くのT字路交差点の南向き方面に右折信号。
- ⑩ 豊里の杜北東角の交差点に押しボタン式信号機が設置されているが、農道から平塚線に入りづらく事故が多いため、感應式信号機に切り換える。
- ⑪ 上郷地区の新福雷橋、仕出地区側の橋のたもとの交差点。
- ⑫ 県道123号線のユニマットつくば（つくば市島名）近くの交差点は交通量も多く、見通しが悪いうえ、店の営業が終わると交差点付近は真っ暗なため、信号機を設置する。

(つくば市内の道路交通施設の設置等)

- ① 県立並木高等学校角の東大通り交差点に白線を引く。

- ② みどりの中央地区、鹿島アントラーズ練習場と、ははその保育園付近の十字路に横断歩道と一時停止の看板を設置する。
- ③ みどりの中央ライフガーデン近く、とんぼ公園入口 T 字路交差点に横断歩道を設置する。

(取手市の道路・橋梁)

- ① 紫水～藤代スポーツセンター間の小貝川に、橋梁を設置する。
- ② 国道 294 号線の拡幅整備の推進。当面、医師会病院入り口等に右折ライン設置など渋滞解消策やキャノンから国道 6 号間など狭隘歩車道の改善・暫定整備を行う。
- ③ 常総ふれあい道路（都市計画 331 号線）を市道から県道に認定替えする。
- ④ 道路・排水等生活基盤整備促進に県補助を拡充する。
- ⑤ 取手市/長町樋管のポンプ場化と雨水排水整備促進・遊水池・貯水池・調整池などの設置。田んぼダム等水田の保水機能拡大等、内水氾濫回避へ助成制度の新設・拡充をはかる。
- ⑥ 流域治水という取り組みが始まっているが、取手市の利根川・小貝川について国が出している洪水ハザードマップの浸水域で示された取手市桑原地区で水田を埋め立てて造る新市街地計画を規制の対象にすべき
- ⑦ 集中豪雨での内水氾濫ハザードマップを自治体が作成するための補助を増やす。
- ⑧ 一級河川の堤防強化工事の促進と河川の定期的な浚渫を実施すること（利根川・小貝川・相野谷）地方自治体管理の河川整備について補助制度を創設・拡充する。☑
- ⑨ 利根川の右岸にある田中調整池の越流堤を早期に上流側に造る。
- ⑩ 取手市西 1 丁目地先、稲堤防（古戸排水機場脇）の早期回収を図る。
- ⑪ 取手市小文間地先の堤防（中谷津樋管の堤防）の改修を図る。
- ⑫ 取手市の小貝川に架かる文巻橋の架け替えを行う。
- ⑬ 取手市双葉地域の農業用排水路に頼らない都市排水整備に県補助を行う。

(取手市内の交通安全要望)

- 1) 信号機の設置・改善について
 - ① 国道 294 号の稲戸井駅～戸頭団地間の信号のない横断歩道に信号機を設置する。
 - ② 戸田産業前交差点に信号機を設置する。
 - ③ 国道 6 号線井野台信号に右折信号機を設置する。
 - ④ 藤代庁舎付近の交差点（カスミ）に右折信号を設置する。
 - ⑤ 双葉・中野元薬局前の交差点に信号機を設置する。
 - ⑥ 宮和田 586 交差点に信号機を設置する。
 - ⑦ 山王交差点の信号機を時差方式にして渋滞解消を改善する。
 - ⑧ 戸頭団地からふれあい道路への出口信号の待ち時間を短く調整をする。

2) 交通規制等、取手駅東口前の交番に朝夕も終日警察官を配置する。

(かすみがうら市内の道路要求)

- ① 県道戸崎上稲吉線の下稲吉横町地内には急なカーブがあるところに横断歩道が設置されており、度々交通事故が起きている。横断歩道の位置を移動するなどして安全を確保する。(株)小島木材店(かすみがうら市下稲吉1572)
- ② 県道牛渡馬場山土浦線沿線に住む岡野有子さん(かすみがうら市下稲吉2607-78)は、「大型車の通行が多く、振動に悩まされ毎日眠れないでいる」と痛切な訴えを寄せている。土浦土木事務所道路管理課長は、「段差は見受けられない」として道路改良に応じようとしていない。振動の解消へ、早急に対応する。
- ③ 国道354号線は、霞ヶ浦大橋の有料化によって交通量が多くなり、道路の痛みが激しく振動もあるとの苦情がある。必要な予算を確保し道路改修を計画的に行う。

3. 河川整備・治水対策

- (1) 相野谷川・北浦川・西浦川の早期改修を県に求め、同河川及び小貝川の必要な浚渫を行う。桜川も同様に早期改修を行う。
- (2) 内水氾濫の回避へ、取手長町排水樋管のポンプ場化と雨水排水整備促進へ県補助を拡充する。
- (3) 競輪場敷地内に貯水池等設置、近隣への雨水排水・土砂崩れの改善を図る。
- (4) 第二桜川団地(115戸。水戸市見川5丁目)脇を流れる桜川の川底が浅いため、大雨が降ると道路まで冠水する。今年になり第二桜川団地が「桜川の洪水浸水想定区域」に指定され、大雨時の浸水が心配されるので、早急に河道掘削を実施すること。また、この地域には堰があり、土砂が堆積し桜川の流れを悪くしている。この堰を撤去する。
- (5) 水戸市大足町775-1の富田宅脇を流れる桜川は、「桜川橋」上流部分には下線部分に大量の葦が生い茂っており、河川の流れをせき止めている。早急に草取りを実施する。
- (6) 那珂川緊急対策プロジェクト一期間が延長となったが、昨今の異常気象の中、水害再発の危険は増しており、スピードアップして取り組むこと。特に河道掘削・堤防整備工事は前倒しですすめること。また、樹木伐採は早期に進んだが、すでにまた樹木や草が繁茂している部分が出始めているため、再度の点検と対策が必要。
- (7) 水戸市国田地区一國田地区浸水防止対策については、擁壁設置のための土地の提供は無償となり市が住民の説得に奔走してきたが、国として一定の補償をすべきではないか。(19年の水害は、国の不作為による人災であり、長年、住民は堤防設置を求め続けてきたが放置された結果の水害で甚大な被害を被った。)
- (8) 水戸市飯富地区一新型コロナの影響もあり住民の話し合いがほとんどなされていない速やかに丁寧な対応をしながら計画を示す。
- (9) 水戸市吉沼地区一堤防工事がまだ始まっていない。速やかにすすめる。
- (10) 県の南西部を流れ霞ヶ浦に流入する桜川の改修を促進する。

4. 環境対策

- (1) 産廃や建設残土の不法投棄が県内各地で多発しており、防止策を強化し、不法行為には迅速・厳正に対処する。「茨城県土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」は、周辺住民の意見を充分反映できるものに改定し、罰則を強化する。
- (2) つくば霞ヶ浦りんりんロードの草刈りを定期的に行う。ゴミ持ち帰りが呼びかけられているが、特に霞ヶ浦湖畔のゴミをなくして環境美化をすすめる。
- (3) 生物多様性保全推進交付金（生物多様性保全推進支援事業）の実施及び増額を求める。野生植物や動物の棲家、食べ物を守るため事業の延長を要望する。
- (4) 牛久沼へのプラゴミ等の流入を防ぐ対策を強化する。

5. 住民主体のまちづくり

- (1) 郵便局をつくば市みどりの地区、及び TX 万博公園駅地域に新設する。
- (2) つくば市の国家公務員宿舎跡地は、地域住民の意向にそって、公共用地として確保できるよう県の役割を発揮し、国に財政支援を求める
- (3) つくばエクスプレス沿線地域の街づくりについて、県は開発の施行者であり、つくば市を支援する立場にある。公立保育所・病院・地域交流センター・交番などインフラ整備が進まないのに開発が進んでいる。街路樹など緑を増やし、開発地域全体の緑地率を高める。
- (4) 公営ギャンブル競輪事業の廃止で、市民が利用できる施設への転用を検討する。
- (5) 交番・派出所の廃止統合など県警察施設の再編は改め、交番を増設する。老朽化・狭隘化している警察署の建替え・改修計画を公表する。つくば市みどりの地域に交番を新設する。

【7】気候危機打開に向けて、原発ゼロ、省エネ・再エネ推進を

- (1) 県の「地球温暖化対策実行計画」（2023年3月改定）に掲げた「2030年温室効果ガス削減目標」達成に向け、すでに確立され市場化された技術をもとに県民生活に直接かかわる実効性ある取り組みをすすめる。省エネで電力消費を2～3割削減し、再エネの拡大で電力の5割をまかなえるよう推進する。
- (2) 排出量の約6割を占める産業部門（削減目標38%）において、2030年までに実用化のメドが立っていないアンモニアや水素の活用等の新技术を前提にせず、石炭火力と原発の発電はゼロとする。石炭灰を埋め立てている常陸那珂港区の拡張計画は中止・見直しする。
- (3) CO₂削減目標の達成に向けて、公共施設や公共事業、公用車など県独自の業務での排出量と削減目標を明らかにし、取組を推進する。
- (4) 住宅断熱のためのリフォームや太陽光発電・蓄電池設置への助成制度を拡充する。その

際、再生可能エネルギー設備導入による乱開発を避ける区域と、導入・普及を図る区域を明らかにするゾーニングを市町村や住民の合意の下ですすめる。

- (5) 東海第二原発の再稼働(燃料装荷の試運転も含む)・延長運転を認めず、廃炉を決断する。再稼働のための工事は中止するよう求め、プール保管されている使用済み核燃料はすべて乾式キャスクに保管させる。
- (6) 東海第二発電所の安全性向上対策工事において、防潮堤基礎に施工不良・欠陥工事が発覚した。日本原電が不備を確認してから4カ月近く事実を公表してこなかったことは問題である。県の安全性検証の前提を覆すものであり、県は事実確認と原因究明を日本原電に厳しく求める。
- (7) 東海第二原発稼働時における重大事故を想定した広域避難計画は、避難所面積の拡大や医療施設・福祉施設での計画策定、避難行動要支援者の支援計画、移動手段の確保などをすすめているが、避難は実行不可能である。原発は廃炉とし、廃止措置中に対応した防護措置・避難計画に切り換えて策定する。
- (8) 高速炉「常陽」をはじめ研究炉、核融合炉、小型原子炉、核燃料サイクルなど実用化のめどが立たない原子力開発から撤退、廃止するよう求める。
- (9) 東海再処理施設の廃止措置について、着実に安全な作業の徹底を求める。
- (10) 漁業関係者をはじめ、関係者の理解が得られていない福島第一原発汚染処理水の海洋放出を中止するよう国と東京電力に求める。県が月2回実施している水産物等の放射性物質検査結果を広く県民に周知するとともに、売上減などの影響が出た事業者には速やかに東京電力の賠償が実施されるよう支援する。

【8】公共事業は防災・老朽化対策を柱に

- (1) 工業団地やつくばエクスプレス沿線開発等の大型公共事業のために、県債発行や国直轄事業負担金の増大、保有土地対策への2600億円超の県税投入により、県民に大きな負担を強いている。過去の開発による未分譲用地は未だ866.9haにのぼる。開発優先の県政を反省し、社会経済情勢の変化等を踏まえて公共事業の抜本的な見直しを行う。
- (2) 県民生活密着事業、防災・減災事業を重点化し、老朽化した学校施設や県有施設の改修、トイレの改善、バリアフリー等をすすめる。
- (3) 全国最下位クラスの道路改良率を引き上げるため、生活道路や通学路である市町村の道路改良に補助を行う。道路や橋梁、トンネルの維持管理費を増やし、県道や県有地の除草回数と範囲を拡大して安全で快適な環境を整備する。
- (4) 県管理河川の「洪水浸水想定区域図」をすべての河川で早急に指定・公表し、市町村のハザードマップ作成に反映させる。
- (5) 河川改修予算を増やし、河道掘削や堤防の早期整備・強化をすすめる。
- (6) 立地適正化計画、公共施設整備計画により公共施設縮減を押し付けないよう国に求める。

【9】地方自治の本旨を發揮し、県民本位の県政を確立

- (1) 公務労働における非正規職員の増大に歯止めをかけ、住民サービス向上に必要な職員定数に改善する。保健師、児童福祉司、相談員などケア労働の正職員を増員する。
- (2) 会計年度任用職員は、実際には公務労働の多くを非正規公務員が担うことを固定化する役割を果たしている。自治体自身がワーキングプア、女性差別をつくりだしており早急に待遇改善をはかる。本人が希望する場合、無期雇用への転換をはかる。「公募ルール」を廃止し、公募は新規採用に限定する。
- (3) 公務労働でのあらゆるハラスメントを許さず、被害を生まないために、行政として研修を重視する。被害相談や告発に関する個人情報保護を徹底し、二次被害を防止する。精神疾患等で長期療養者が増えていることを考慮し、働き方や労務管理を改善する。
- (4) 県の政策決定過程を広く公開し、審議会や協議会、検討委員会などは原則公開を実行する。県民参加や女性参加を推進する。
- (5) デジタル庁新設により、地方自治体のシステムや規定を標準化・共通化して、個人情報を含むデータの利用が国主導で進められている。デジタル技術の進歩は、人々の幸福や健康に資するものでなければならず、地方自治の発展や住民福祉の増進のために技術を有効活用していくことが求められる。その前提は、データを管理する政府や行政への信頼であり、透明性の確保と説明責任を果たし、個人情報の適切な管理と規制を徹底する。
- (6) 重要土地調査法（土地利用規制法）の廃止を国に求める。法に基づき、本県の百里基地や霞ヶ浦駐屯地など6施設が区域指定候補となったが、敷地の周囲約1kmの範囲において、住民や事業者の意見も聞かないまま、暮らしや営業、財産権、プライバシー権に関わる重要事項が決定されることは重大である。
- (7) 県の森林湖沼環境税は廃止し、森林や湖沼の環境保全事業は一般財源で行う。
- (8) 課税強化による税収確保はやめ、地域経済の振興、消費購買力の向上などによる税収増を基本とする。「茨城租税債権管理機構」による徴税強化は改める。政府答弁は「人命、人権を脅かす徴収はしてはならない」としており指導する。また、滞納に対する利息を見直すと同時に、納税者の立場に立った徴税業務に改善する。きめ細かく納税相談をすすめる。
- (9) 各種選挙において、投票率の向上と投票所の環境改善に取り組む。障害者や高齢者の参政権を保障する。在宅投票制度の対象拡大や手続きの簡素化などいっそうの改善を図る。点字広報や点字記載の投票用紙を配付する。投票所のバリアフリーをすすめ、政見放送に字幕をつけるよう国に求める。永住外国人の地方参政権を保障する。
- (10) 警察行政は市民生活の安全を守る機関として民主的に改革する。自白強要やえん罪

防止のために捜査全体の可視化をすすめる。県議会が警察予算と警察行政全般を監視、点検できるよう改める。

【10】憲法を生かし、平和行政・基地問題に取り組む

- (1) 人類の存亡を危うくする核兵器の廃絶をめざし、「非核平和茨城県宣言」の立場から、国連の核兵器禁止条約への署名・批准を政府に求める。署名国は93か国、批准国は69か国にのぼる。被爆者への国家補償を国に働きかける。県民の核兵器廃絶の取組を支援するとともに、広島・長崎に県内小中高生を平和大使として派遣する事業を推進する。
- (2) 牛久市にある東日本入国管理センターでは、収容者が長期・無期限収容、劣悪な環境等に対し度々抗議行動が起き死者も生まれている。国連が日本政府に是正勧告した提言を即時実行し、人権侵害を根絶するよう国に求める。
- (3) 百里自衛隊基地において、戦闘機訓練の騒音が激しく、住民の日常生活に大きな困難を生み出している。特に騒音の激しい「タッチ・アンド・ゴー」訓練の即時中止をふくめ、戦闘機訓練をやめる。自衛隊オスプレイ訓練や日米共同訓練、およびオーストラリアやイギリス、ドイツ、インド等との共同訓練の中止を国に求める。オスプレイの配備に反対するとともに、飛行中止・飛行ルートの情報開示を国に求める。10月16日～19日に「航空機の夜間帯及び早朝帯の飛行訓練」を2日間実施するとして戦闘機訓練を強行し、午後10時以降も行われた。基地における戦闘機訓練は、日中においても激しい騒音に住民は苦しめられている。早朝・夜間・未明の訓練の中止を強く求める。基地周辺騒音被害の実態を調査し、国に被害補償を求める。
- (4) 周辺住民に多大な迷惑を及ぼしている観閲式及び航空祭は取りやめ、「近隣道路の通行規制」「曲芸飛行」は絶対に行わない。自衛隊機の展示やエアパーク整備は行わない。自衛隊の各種イベント参加や、試乗体験、武器の展示等は行わないよう国に求める。
- (5) 陸上自衛隊勝田駐屯地が行っている阿字ヶ浦海岸など茨城県沿岸での訓練は実施しないよう国に強く求める。勝田小演習場での早朝訓練における発砲音は近隣住民に不安を与えている。
- (6) 県と市町村が行う「自衛隊募集事務」を行わない。自衛隊茨城地方協力本部が市町村に「適齢者名簿」の提出を求めていることに対して、県民の了解なしで個人情報を提供することはやめる。自己の個人情報の提供を望まないことを意思表示できる「除外申請制度」がない自治体が25市町村にのぼる。制度を創設するとともに、個人に通知するなど周知徹底する。除外申請の受付期間（1ヶ月）を延長する。

以上